

塩竈市ホームページバナー広告掲載業務仕様書

1. 入札にかけるもの(貸付をするもの)

塩竈市ホームページのバナー広告枠

2. 貸付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(契約期間：契約締結の日から令和5年3月31日まで)

3. 貸付料(契約金)の納入計画

貸付料(契約金)については、下表のとおり期限までに本市からの請求書により指定の口座に納入するものとする。

年 度	納 入 金 額	納 入 期 限
令和4年度	契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和4年 4月末日
	契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和4年 7月末日
	契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和4年10月末日
	契約金額から上記の合計額を控除した額	令和5年 1月末日

4. 広告の規格等

(1) 広告枠の位置

塩竈市ホームページのトップページの下段10枠(別紙「トップページレイアウト」参照)

広告の並び順については、別紙2「バナー広告掲載位置」を参照のこと。

(2) バナー画像の規格

- ・大 き さ…縦80ピクセル×横180ピクセル
- ・形 式…GIF89A形式またはJPG形式
- ・データ容量…10KB以内
- ・画像表現…静止画(透過不可、フラッシュ不可、アニメーション不可)

(閲覧者の目への負担が大きくないものであること)

- ・ALT属性…バナー画像には、必ずALT属性を付け、適正な情報の捕捉をすること

(3) 画像作成にあたっては、紙面との調和に配慮するとともに、利用者に誤解や不快感を与えることのないように留意すること。

(4) スマートフォン用ホームページ

スマートフォン用ホームページについても同様の広告を掲載する。掲載場所はトップページ最下部とし、並び順については別紙2「バナー広告掲載位置」を参照のこと。

5. 広告の掲載・募集等に関する条件

(1) 広告の掲載にあたっては、広告枠10枠のうち、最低3枠を市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人とすること。

(2) 広告主の募集、審査及び決定は、「塩竈市有料広告掲載に関する要綱」及び「塩竈市有料広告掲載に関する基準」に従って行うこととし、その際、広告主、広告の内容及びリンク先ホームページが上記要綱及び基準の規定を満たしていることを事前に調査すること。

6. 広告の掲載作業等

(1) 広告の掲載作業について

バナー広告の本市ホームページへの掲載作業は市が行うものとする。広告取扱代理店は、新たに広告主、広告の内容等を決定した場合、下表の期日までに「掲載広告一覧(別紙1)」及び掲載広告(バナー画像)案を提出すること。

なお、提出後に本市から内容等の修正等の指示を受けた場合はこれに従うこと。

[広告原稿等の提出スケジュール表] ※該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日

項目	内容	期日
入稿	掲載広告一覧(別紙1)・掲載広告案の提出	掲載月の前月13日*
審査・校正	掲載可否の通知(内容等の修正含む)	掲載月の前月20日*
完成	掲載広告(完全原稿)の提出	掲載月の前月27日*

(2) 広告の掲載期間の単位等について

広告の掲載期間の単位は、原則1か月単位とする。ただし、複数月の掲載を希望する申し込みがあった場合は、掲載期間を複数月とすることができる。

また、掲載の開始及び終了に伴う広告の表示画面の切り替えは、各月の1日午前0時00分から各月の最初の開庁日の午後5時00分までの間に行う。

(3) 広告内容の変更について

広告の内容及びリンク先ホームページの変更は、原則1か月単位で行うこととし、その場合、市の指定する期日までに(1)に準ずる方法で市に申し出ること。

(4) 広告の削除について

広告主、広告の内容又はリンク先ページのいずれかが掲載基準を満たしていないとき、又は掲載が適当ではないと判断した場合は、市は事業者との協議なくその広告を削除することができるものとする。

(5) 広告作成にかかる費用について

広告作成にかかる費用が発生する場合は、広告取扱代理店又は広告主が負担すること。

7. 本市ホームページデザイン及びレイアウトの軽微な変更について

現在の本市ホームページのトップページのデザイン及びレイアウトについては別紙「トップページレイアウト」のとおりとなるが、契約期間中に予告なく軽微な変更を行う場合がある。

(別紙1)

塩竈市ホームページのバナー掲載広告一覧

令和 年 月 日提出

枠	広告主 (概要)	リンク先アドレス	バナーの説明	掲載期間	備考
1				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
2				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
3				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
4				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
5				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
6				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
7				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
8				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
9				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
10				令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	

※本紙は、新たに広告主を決定した場合のほか、既存の広告内容を変更する場合についても、掲載・変更を希望する月の前月13日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに提出してください。

(別紙2)

バナー広告掲載位置

PC用トップページ下部掲載位置

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

スマートフォン用トップページ最下部掲載位置

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

※番号については、(別紙1)「塩竈市ホームページのバナー掲載広告一覧」の枠欄に記載されている番号